

戦争法制(安保法制)の強行採決に抗議し、 違憲立法の速やかな廃止を求める決議

1 本年9月19日未明、政府・与党は、9月17日の特別委員会での暴力的な強行採決に続き、参議院本会議で戦争法制(安保一括法案・国際平和支援法案)の採決を強行した。自由法曹団と全国2100名余の団員弁護士は、政府・与党の暴挙に満腔の憤りをもって抗議する。

戦争法制は、集団的自衛権を行使して米国の戦争に参戦するとともに、米軍等の兵站支援(重要影響事態法・国際平和支援法)、治安維持活動と任務遂行のための武器使用(PKO法)、米軍等の武器防護のための武器使用(自衛隊法)などを認め、いつでもどこでも切れ目なく自衛隊が戦争に突入できるようにするものである。

2 戦争法制は、憲法9条の恒久平和主義を踏みにじる、まごうことなき違憲立法である。日本国憲法は、侵略戦争の悲惨な体験を踏まえ、その深い反省に基づいて、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないようにする」ため、平和主義を基本原理として掲げ、戦争の放棄を宣言した。人の命の重さ、それを失うことの悲惨さを日本国民自らが歴史的に体験したからこそ、二度と戦争を起こしてはならないという大多数の国民の思いが、憲法前文、そして9条に結実しているのである。だからこそ、日本国民は、非軍事・平和の日本国憲法のもとで戦後70年にわたり軍事力に依らない平和の実現を誠実に希求し、9条の歯止めのもと、自ら戦争を起こすことはなく、その結果、自衛隊員は1人も殺さず殺されない状態であり続けた。

安倍政権の掲げる積極的平和主義、そして戦争法制は、こうした戦後日本の平和主義に基づく憲法の根本原理を正面から否定するものであり、憲法破壊そのものであって、到底許されない。

戦争法制の違憲性は、圧倒的多数の憲法研究者や歴代内閣法制局長官、最高裁判所元長官らが、憲法違反と断定していることから明らかである。

3 安倍政権は、昨年7月1日の集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行い、本年4月27日には、アメリカとの間で、新たな日米防衛協力のための指針(新ガイドライン)に合意した。新ガイドラインは、集団的自衛権行使や後方支援の拡大など、戦争法制を先取りする内容であり、現行の安保条約の枠組みをも超え、世界に自衛隊を展開するものとなっている。そして、同月29日には、安倍首相は、未だ戦争法制が国会に提出されていないにもかかわらず、米国の上下両院において今夏までの戦争法制の成立を約束した。

いずれも、主権者たる国民に対して一切の説明もなく、また信を問うこともなく、政府の独断によってなされたものであり、国民主権をなきものとする暴挙である。

安倍政権は、このような道筋を敷いた後の5月15日、戦争法制を国会に提出した。国会審議では、「大量破壊兵器の輸送・補給すら可能」、「米軍の武器防護が戦争に直結」など、無限定性や危険性がますます明らかになり、安倍首相が言い続けた「邦人母子の乗った米艦防護」、「ホルムズ海峡の機雷除去の必要性」などの「立法事実」が「絵空事」であることも明白になった。統合幕僚長の訪米協議録によって、自衛隊の制服幹部の先取り検討や米日軍事一体化の進行も白日のもとにさらされた。

こうしたなか、日を追うごとに法案反対の声が強まり、「成立の必要なし」が68%に対し、「必要」は20%にすぎない事態となった(9月12、13日 朝日・世論調査)。

弁護士が全員加入する日本弁護士連合会や弁護士会が強く反対したのをはじめ、各界・各分野から反対の声がまき起こり、青年・学生は「SEALDs」などに結集して行動に立ち、レッド・アクションや「ママの会」などに集まる女性の活動も全国に広がった。8月30日には12万人が国会周辺を埋め尽くし、1千か所以上で数十万人が行動した。かつてない規模で広がった地方・地域の運動の地響きが国会を揺るがし続け、採決を強行した国会は怒りの声に包囲された。国民の力は政府・与党を圧倒した。しかし、安倍政権は、この圧倒的な国民の反対の声にすら耳を塞ぎ、戦争法制の成立を強行した。

主権者たる国民を無視しアメリカとの合意を先行させただけでなく、圧倒的な国民の声にも逆らった法案の成立強行は、平和主義・立憲主義を蹂躪するばかりか、国民主権と民主主義をも著しく踏みにじるものであり、断じて許されない。

4 戦争は最大の人権侵害である。戦争法制は、国民や自衛隊員のリスクを飛躍的に高め、私たち国民の戦争のない平和の中に生きる権利、すなわち、憲法前文及び13条により保障される平和的生存権を脅かし、侵害する。

国民は、平和憲法を守った平和的な国際貢献を求めている。憲法9条という戦後民主主義の柱を堅持し、非軍事の外交戦略や人道支援に積極的に取り組むことこそが世界の流れであり、その潮流を牽引する役割こそ、非軍事の平和憲法を掲げる日本が担うべきである。事実、日本は、国際紛争の解決手段として軍事力を一切用いないことを内外に宣言することで、国際社会ひいては東アジア諸国の信頼を獲得してきたのである。戦争法制の強行は、この70年にわたって積み上げてきた国際社会からの信頼を反故にするものである。

いたずらに軍事的な緊張関係を高めるだけの抑止力論に決して与してはならないし、抽象的な他国の脅威をあおる論調に対しては、具体的で現実的な脅威があるのか一度立ち止まって冷静に深く議論し、脅威があるのであれば、それをあおるのではなく、まず平和的にこれを取り除く道筋を考えるべきである。

軍事力や戦争によって平和をつくることはできない。「平和のための戦争」が成功したことはない。このことは、今なお続くアフガニスタン戦争など、世界各地の戦争の事実それ自体が証明している。戦争は、報復を呼び、テロを拡散させ、果てることのない戦争の連鎖へと道を開くものである。

5 恒久平和主義を破壊し、日本を戦争する国に変える違憲立法である戦争法制は、速やかに廃止されなければならない、仮にも発動されることがあってはならない。

主権者たる国民は、自分たちの手から憲法を奪い破壊し、平和を脅かす安倍政権こそが脅威と感じ、その退陣を要求している。

戦争法制阻止のために国民一人一人が個人として行動し、結集した結果、国会前は圧倒的な反対の声によって埋め尽くされた。この戦争法制阻止のために結集した力を、違憲の戦争法制の廃止と発動阻止のたたかいに、そして、明文改憲を阻止し安倍政権を退陣させるたたかいに発展させていかなければならない。

自由法曹団は、ともにたたかった国民1人1人にさらなるたたかいを呼びかけるとともに、自由法曹団みずからも全力でたたかうことをここに決意する。

2015年 10月19日

自由法曹団 宮城・蔵王総会